

よくあるご質問 Q&A

説明会・お問い合わせフォームに寄せられたご質問を
カテゴリ別にまとめました。

01 応募資格

Q 個人事業主でも応募できますか？法人化は必須ですか？

A 個人事業主のままでも応募は可能で、法人化は必須ではありません。
※創業予定者の場合は、補助対象期間内に開業届の提出または法人登記を行っていただき、世田谷区内での営業実態を確認させていただきます。

Q バーチャルオフィスでの登記でも対象になりますか？

A バーチャルオフィスでの登記は対象外です。世田谷区内での「営業の実態」を確認できることを応募要件としております。

Q 過去に世田谷区や他機関の補助を受けた場合も応募できますか？

A 過去に「SETACOLOR」で補助金交付や支援を受けた事業者は申し込みません。一方、国・都道府県・区市町村等が実施している補助金との併用は、経費を明確に切り分けられる場合に限り可能です。

Q 不採択だった場合、来年再応募できますか？

A 今年度は再応募の制限を設けておりません。来年度も本事業が実施される場合、公表された募集要項をご確認ください。

Q 過去に「SETACOLOR」や国の補助金を受けたことがあっても応募できますか？

A 「SETACOLOR」利用者は応募不可です。また、国・都道府県・区市町村等が実施する補助金との併用は、経費を明確に切り分けられる場合に限り可能です。

02 対象事業

Q まだアイデア段階のプロジェクトでも応募できますか？

A 応募可能です。採択後に専門家と相談しながら計画書を作成しますが、応募時から内容が大幅に変更される場合は補助対象外となる可能性があります。

Q 既に始めている既存事業について補助を受けることはできますか？

A 単なる継続は難しいですが、これまで行っていなかった販路拡大や新事業への挑戦が申請書に示されていれば、審査の対象となります。

03 申請書類

Q 創業予定の場合、どのような書類を提出すべきですか？

A 申請書のほか、創業後の事業内容が分かる資料、2期分の事業計画・収支予定・資金繰り表(予定)、代表者の納税証明書等が必要です。

Q 創業まもない個人の場合にはどのような書類が必要か。

A 募集要項P11に記載の通り、以下の書類をご提出ください。

- ①地域連携型ハンズオン支援事業応募申請書
- ②現在の事業内容などが分かる書類(事業パンフレットなど)
- ③個人事業の開業等届出書の写し(もしくはe-Taxより出力される「受付結果(受信通知)」)
- ④直近2期分の確定申告書(受付印または電子申告の受信通知があるもの)などの写し
- ⑤納税証明書の写し

Q 指定の応募書類以外に、補足資料を添付してもいいですか？

A 必要に応じて、資料を追加添付することは可能です。

04 事業内容

Q 当初の事業計画から大幅に内容が変わっても大丈夫ですか？

A 合理的な理由がある場合には計画変更は可能ですが、別途手続きが必要です。大幅な変更は補助対象外と判断される可能性があるため、必ず事前に相談してください。

05 事業目標

Q 3月の事業終了時まで目指すべき出口(収益や法人化)の基準はありますか？

A 事務局が特定の基準を設定することはありません。応募時に示した内容に基づき、採択後の3ヶ月間で専門家と相談しながら、3月12日の実績報告に向けた具体的なゴール(事業計画)を各自で決定します。

Q 設定した目標が達成できなかった場合、ペナルティはありますか？

A 設定した事業計画を実行されなかった場合は補助金交付が行われない場合がございますのでご注意ください。

06 補助金・経費

Q ウェブサイト制作などに活用する場合、いつまでに完了させる必要がありますか？

A 交付決定日から令和9年3月12日までに、契約から納品および決済(支払い)の一連の手続きが完了している経費のみが対象です。

Q SNSの広告費は対象になりますか？

A 採択された事業に係るSNS広告費は補助対象となります。

Q 知的財産に関する費用はどこまで対象ですか？

A 知的財産の調査費用は「委託費・外注費」として対象になりますが、各種許可手数料(申請料)は対象外です。

Q 外注先の人件費は「人件費」として計上しますか？

A 外注先のスタッフの工数は、発注側では「委託費・外注費」として扱います。

07 審査

Q 2次審査(プレゼンテーション)はどのような形式ですか？

A オンライン面談形式で実施され、プレゼンテーション時間は3分間(別途質疑応答あり)を予定しています。

Q 優先的に採択されるテーマはありますか？

A 「社会課題解決型ビジネス」「第二創業・文化起業」「学生起業(18歳以上の区内在住・在学)」の3つのテーマに当てはまる事業は、審査で加点対象となります。

Q ものづくり領域は優先テーマ「第二創業・文化起業」に該当しますか？

A 提出された書類の内容に基づき、個別に判断されます。

Q 優先採択テーマの選択は厳密に行う必要がありますか？

A 申請者自身で判断して選択してください。最終的な該当性は、提出書類に基づき審査側が判断します。

08 支援内容

Q 専門家はどのように決まりますか？

A 戦略、PR、飲食、会計など、事業者のニーズに合わせて事務局がアサインします。

Q 自分たちに足りない分野(プログラマ等)の人材紹介は可能ですか？

A 運営会社のネットワークを通じて紹介することは可能ですが、その方が伴走専門家になるとは限りません。

09 その他

Q 新しい情報が更新された際、メールでの通知はありますか？

A 応募に関する新情報の個別通知はありません。最新情報はウェブサイトで確認してください。採択後はチャットツール「Slack」で通知されます。